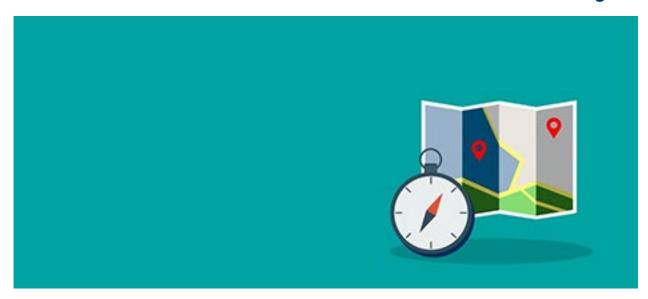
March, 2019

IFRS第17号 IASB Board Meeting Flash

IFRS第17号「保険契約」の3つの追加修正案 (IASB March 2019 meeting)



ハイライト

- 1. 国際会計基準審議会(IASB)は、さらに3つの分野(適用範囲、移行規定および 開示規定)においてIFRS第17号「保険契約」の規定を修正することを提案した
- 2. 集約のレベルについても討議されたが、修正は提案されなかった
- 3. 保険者はすべての修正案をまとめて検討し、IFRS第17号の適用に及ぼす影響を 評価する必要がある
- 4. 次のステップ 4月の会議で暫定修正案について全体的に見直しを行う予定。 公開草案は2019年半ばに公表予定

IFRS第17号について、この6ヵ月間に計11項目の修正が提案されている。

IASBは3月の会議で、IFRS第17号「保険契約」の規定に3つの修正を加える提案を することを決定した。

今回の会議では計4つの論点について審議された。これにより、IASBが検討を要すると合意 した、市場関係者の懸念と適用上の課題の25項目すべてについて検討し終えたことになる。

IASBは、3つの分野において次のように修正を提案することを暫定的に決定した。

- 保険カバーを提供する一部のクレジットカードを適用範囲から除外すること
- リスク軽減オプションに関する移行規定と重要な保険リスクを移転する貸付契 約に関する移行規定を修正すること
- 新契約獲得キャッシュフローと契約上のサービスマージン(CSM)の配分に関する開示規定を修正すること

"リスク軽減オプションを IFRS 第 17 号の移行日から適用することを容認する提案によって、IFRS 第 17 号を適用した最初の財務諸表に表示される比較年度に生じる会計上のミスマッチが解消される可能性がある。保険者は、このオプションを利用するかどうかを事前に検討する必要があるだろう。"

Mary Trussell,

KPMG's Global Lead, Insurance Accounting Change

1. 3つの追加の修正案

A) 保険カバーを提供するクレジットカード契約の適用範囲からの除外

論点の所在

クレジットカード契約の中には、保険カバーを提供し、重要な保険リスクが移転するものがある。

例えば、クレジットカードを使用した顧客の買い物について、カードの発行者が保険カバーを提供するようなクレジットカードが考えられる。発行者は、物品・サービスの供給者の虚偽または契約違反に起因するカード契約者からの賠償請求に応じて、カードの契約者に支払いを行う可能性がある。このような契約において、カードの発行者は次のいずれかを行う。

- 顧客に何の料金も課さない
- 個々の顧客に関連する保険リスクの評価を反映しない年会費を請求する

このようなクレジットカードは、保険要素と非保険要素の両方を含んでいる。このことが財務諸表作成者にとって課題となり得るのは、非保険要素の分離に係るIFRS第17号の規定が、現行のIFRS第4号「保険契約」の規定と次の表のように異なるためである。

IFRS第4号	IFRS第17号
貸付の構成要素は保険契約から分離し、 貸付の構成要素にIFRS第9号「金融商品」 を適用することが容認される。	基本的に、重要な保険リスクを移転する 保険契約全体に対してIFRS第17号を適 用することが求められている。
	構成要素の分離は、IFRS第4号と比べて より限定的な状況においてのみ認めら れている。

現在クレジットカード契約における貸付金またはローン・コミットメントをIFRS第9号に基づいて会計処理しているカード発行者は、IFRS第17号の発効時にこれらの重要な保険リスクを移転する契約の会計処理を変更する必要がある。またIFRS第17号は、IFRS第9号に準拠する新しい信用減損モデルの開発に費用を要したすぐ後に発効するため、市場関係者は懸念を示している。

IASBの決定

IASBは、保険カバーを提供する一部のクレジットカード契約をIFRS第17号の適用範囲から除外するように、同基準書を修正することを暫定的に決定した。クレジットカード契約が適用範囲から除外されるのに適格となる可能性があるのは、カードの発行者が、個々の顧客に関連する保険リスクの評価を反映せずに契約価格を設定する場合である。

今後の影響

保険カバーを提供するが、この修正案のもとでIFRS第17号の適用範囲から除外されることになるクレジットカード契約の発行者は、契約の異なる構成要素にどの基準を適用するのかを判断する必要がある。例えば次の可能性が考えられる。

- 貸付金またはローン・コミットメントと支払利息はIFRS第9号の適用範囲になる
- カード発行者による財やその他のサービスの提供による収益は、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の適用範囲になる
- 契約が不利となる場合、およびIFRS第15号の適用範囲となりその他の基準の適用 範囲とならない場合、IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の適用範囲と なる

クレジットカード契約に基づいて提供される保険カバーが、単に法律や規制によって生じる場合がある。その為、契約上のキャッシュフローがIFRS第9号に基づく元本と利息のみであるかどうかを分析する場合、保険カバーに関する支払義務は考慮されない可能性がある(例えば、このような義務にはIAS第37号が適用される可能性がある)。

IASBスタッフは、IFRS第17号の適用免除の対象とはならないものの、IFRS第17号の適用範囲外となる可能性がある次のようなクレジットカードの特徴を強調した。

- カードの発行者が、単に第三者の保険者が提供する保険を販売する代理人である
- 保険カバーが、定額料金のサービス契約に関するIFRS第17号第8項の特定の条件 を満たすため、IFRS第15号に基づき会計処理される可能性がある
- 例えば顧客が死亡した場合にクレジットカードの貸付残高が免除されるなどの、 契約により生じる顧客の債務の決済を保険カバーが備えており、2019年2月に暫 定的に合意された貸付契約に関する適用範囲からの除外の対象となる
- 移転されなかった財・サービスに関して、クレジットカードを使用して実際に支払った金額の返金を要求するカードの保有者からの請求を、カードの発行者が処理することを可能にする、特定の「チャージバック」制度

B) 移行規定の修正

i. リスク軽減オプションの適用

論点の所在

保険者はリスク軽減オプションを適用することによって、直接連動の有配当契約に係る金融リスクの一部の変動の影響を、特定の要件に従ってCSMを調整するのではなく 純損益で認識することができる。 事後判断の利用を伴うおそれがあるため、IFRS第17号の適用開始日(すなわち、保険者がIFRS第17号を最初に適用する年次報告期間の期首)より前の期間に遡及して適用することは禁じられている。

IFRS第17号の適用開始日より前にリスク軽減活動が行われていた場合、この遡及適用の禁止によって、契約グループについて将来の期間に認識される収益と移行時の資本が歪められる可能性があると、一部の市場関係者は言及している。

これは、IFRS第17号への移行時における保険契約の測定と、リスク軽減活動の、会計上の取扱いの違いに起因する。

IASBは今年の2月の会議で、IFRS第17号のリスク軽減オプションの遡及的適用を禁止する規定を据え置くことを決定したが、この問題に対して考えられる他の解決策を今後の会議において議論することで合意していた。

IASBの決定

今回の会議において、IFRS第17号の移行規定を2つの方法で修正することを暫定的に決定した。

リスク軽減オプションの将来に向けた適用

IASBは、リスク軽減オプションをIFRS第17号への移行日から将来に向かって適用することを容認すると暫定的に決定した。IFRS第17号への移行日とは、すなわち次のいずれかの日を指している。

- IFRS第17号の適用開始日の直前の年次報告期間の期首
- それより前の期間について修正後の比較情報が表示される場合は、表示される最 も早い期間の期首

リスク軽減オプションの将来に向かっての適用は、保険者がIFRS第17号への移行日までに、リスク軽減オプションを適用するリスク軽減関係を指定することを条件として認められる。

移行時の公正価値アプローチの適用

加えてIASBは、一定の条件が満たされる場合、直接連動の有配当契約のグループに対して移行時に(完全遡及アプローチを適用することもできるが)公正価値アプローチの適用を認めることを暫定的に決定した。

これは、以下の場合であれば、関連する要件を満たせばリスク軽減オプションをいつでも適用できるためである。

- IFRS第17号をその契約グループに遡及的に適用することができる。
- オプションを上記のように適用する。また、
- 金融リスクを軽減する目的で移行日より前にデリバティブまたは再保険も使用している。

保険者がこのようにして移行時に公正価値アプローチを適用する場合、保険契約グループを財務上の仮定の最新の見積りを使用して測定することになる。デリバティブ¹ は公正価値で測定され、移行時の資本は次の両方を反映することになる。

¹ IASBは2019年1月に、IFRS第17号を修正し、企業が金融リスクを軽減するために再保険を使用する場合についてリスク軽減オプションを適用できるようにすることを提案した。保有する再保険契約は変動手数料アプローチを適用するのに適格ではないため、金融リスクに関連する変動はデリバティブと同様に純損益(または企業が選択する場合はその他の包括利益)に認識される。

- 財務上の仮定の変更による履行キャッシュフローの過去の変動
- リスクを軽減するデリバティブの公正価値の変動

今後の影響

リスク軽減オプションをIFRS第17号への移行日から将来に向けて適用するために、保険者は事前に計画を立てる必要がある。前もって決めるべき事柄と次のステップとして、リスク軽減オプションを適用するリスク軽減関係を指定し、実施し、適切に文書化することなどが挙げられる。

公正価値アプローチがこのような状況で適用できることにより、財務諸表作成者の懸念が幾らか払拭される。しかし、人口統計上の仮定などの非財務的な仮定の変動には対応しておらず、これらはCSMに反映されることになる。この修正案による影響を、財務諸表利用者に説明する必要があると思われる。

保険者は、移行規定に関するこれらの修正案を慎重に検討する必要がある。どのアプローチが自社のビジネスに最も適しており、最も有用な情報を財務諸表利用者に提供するかを評価する必要がある。

ii 重要な保険リスクを移転する貸付契約

論点の所在

貸付契約の中には、重要な保険リスクを移転するものがある。例として、死亡免除が付された住宅ローン、一部の学生ローン、およびライフタイム・モーゲージ(エクイティリリースまたはリバースモーゲージとしても知られる)がある。現在IFRS第4号「保険契約」のもとで、一部の貸手は保険契約から貸付の構成要素を分離し、貸付の構成要素に金融商品の会計基準(IFRS第9号「金融商品」またはIAS第39号「金融商品:認識および測定」のいずれか)を適用しているが、IFRS第17号のもとでIFRS第4号の処理を継続することは認められないと考えられる。

2019年2月にIASBは、貸付契約に基づく借手の債務の一部またはすべての決済のみを対象とする保険カバーを付した貸付契約について、IFRS第17号とIFRS第9号を修正し、いずれかの基準を適用することを容認する提案を行った。貸手はこの取消不能の選択をポートフォリオレベルで行うことになる(IFRS第17号「保険契約」の追加の修正案)。

IASBの決定

IASBは重要な保険リスクを移転する貸付金に関して、以下の両方に該当する場合には、 2月の会議の決定内容により特別な移行規定が必要になるとの見解を示した。

- 貸手がこのような貸付金に対してIFRS第17号ではなくIFRS第9号を適用すること を選択する場合
- 貸手がIFRS第17号を適用する前に既にIFRS第9号を適用している場合

IASBは、このような貸付金の貸手に対して、IFRS第9号の必要な移行規定を適用することを求める提案をすることを暫定的に決定した。加えて次のことを提案した。

- 純損益を通じて公正価値で測定する(FVTPL)金融負債の指定および指定解除に 関して救済措置を設けること
- 次の事項を免除すること
 - 比較期間の修正再表示
 - IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に基づいた財務諸表の各表示科目(1株当たり利益を含む)への影響の開示

ただし、貸手は移行にかかる追加開示は引き続き求められている。

今後の影響

貸手がIFRS第17号を最初に適用する前に既にIFRS第9号を適用している場合、これらの契約にIFRS第9号を(完全にまたは部分的に)適用し、純損益を通じて公正価値(FVTPL)で測定している可能性がある。貸手がIFRS第9号の下でこれらの契約の会計処理を継続することを選択する場合、測定値はIFRS第17号への移行時に大幅には変わらない可能性がある。この場合、例えば比較期間の修正再表示の免除などの、移行時の救済措置案の中には、関連性が低いものもあると考えられる。

C) 開示規定の修正

i. 将来の契約更新に係る新契約費

論点の所在

現行のIFRS第17号では、新契約獲得に係るキャッシュフロー(新契約費)は保険契約グループ内の保険契約の履行キャッシュフローに含める形で会計処理されるため、予想される更新契約が当初契約の境界線外である場合、現行のIFRS第17号では、当該当初契約は不利な契約となる可能性がある。

2019年1月にIASBは、IFRS17を修正し、新契約費の一部について、更新後の契約にも配分すること等を暫定的に決定した(2019年1月に開催された保険契約に関するIASB会議の概要解説)。

IASBの決定

IASBは2019年1月の提案内容を反映するために、IFRS第17号の開示規定を修正することを暫定的に決定した。この新しい提案によって、保険者は次のことが要求される。

- 新契約費により生じた資産とその変動を、報告期間の期首から期末にかけて調整する。特に回収可能性の欠如により認識した損失、また損失の戻入れについて明確にする。
- これらの新契約費が関連する保険契約の測定に含まれると予想される時期について、適切な時間幅を用いて、定量的な開示を行う。

今後の影響

次の両方を満たす保険者は、将来の更新契約に関連する新契約費から生じた資産に係る新たな開示要件を満たさなければならないという複雑さを回避することが出来るであろう。

- PAAを適用する
- すべての新契約費をアップフロントで費用処理することを選択する

ii 一般的な測定モデル (BBA) における契約上のサービス・マージン (CSM) の投資関連サービスへの配分

論点の所在

BBAにおけるCSMの純損益への認識は、以下を評価することで決定されるカバー単位の配分によって行われる。

• 契約に基づいて提供されるカバーの量

カバーの予想残存期間

現行のIFRS第17号では、直接連動有配当契約ではない保険契約については、カバーの量と残存期間は、保険カバーにのみ関連し、投資関連サービスは考慮されない。

2018年6月のIASB会議で、直接連動有配当契約の予想残存期間については、保険会社が 投資関連サービスを提供する期間を含むことが明確にされた。また、2019年1月のIASB 会議で直接連動有配当保険契約以外の保険契約のCSMに関して、保険カバーだけでな く、新たに定義された"投資関連サービス"を考慮して決定されるカバー単位に基づい て配分されることが暫定合意された(2019年1月に開催された保険契約に関するIASB会 議の概要解説)。

IASBの決定

IASBは、保険者に次の開示を提供することを要求することにより、IFRS第17号の開示 規定を修正することを暫定的に決定した。

- 報告期間の期末に残存するCSMについて、純損益での予想認識額を適切な時間幅を用いて定量的に開示する(現在のIFRS第17号では、保険者は定性的情報のみを開示する選択肢を有している)
- 保険カバーおよび投資関連サービスまたは投資収益サービスが提供する便益の相対的な比重を評価するために採用したアプローチを具体的に開示する

今後の影響

提案されている新しい開示規定によって、保険者は予想されるCSMの解放について定量的な情報を開示すること、また、財務諸表利用者に追加情報を提供して比較可能性を高めることを要求されることになる。

2. その他の議論

集約のレベル

一部の市場関係者は、IFRS第17号の集約レベルに関する規定に準拠するために、コストをかけて大幅にシステムを変更することが必要であるが、限られた便益しかもたらされないと考えており、また、保険者のビジネスモデルとの整合性を疑問視している。しかし、IASBはこの分野について修正を提案しなかった。

IASBは年次コホートと収益性バケットの目的と利点について議論した。これらの特徴は連携して機能し、保険者の収益トレンドを示す基本情報を、次のことを行うことによって、時間を追って提供することが可能になると述べた。

- 不利な保険契約が、利益が生じる保険契約と相殺されるのを防ぐ。また、
- 保険契約に関連する利益が、契約のカバー期間にわたって純損益で完全に認識されることを徹底する。

"IASB は IFRS 第 17 号の集約のレベルに関する規定について、自身の見解を確認し、 その根拠を説明したが、修正は提案していない。保険者はこの議論を検討し、規定の適 用に向けて前進する必要がある。"

Joachim Kölschbach

KPMG's Global IFRS Insurance Leader

3. 修正案の影響

今回のIASB会議の修正案は、財務諸表利用者に一貫性と有用な情報を提供する一助となることが考えられる。

リスク軽減オプションを移行日から将来に向かって適用したい保険者は、関連するリスク軽減活動を特定する必要がある。また、移行規定に関する修正案についても検討し、どのアプローチが自社の事業に最も適しており、最も有用な情報を提供するかを評価する必要がある。

IASBが検討することを合意した25項目の問題すべてについて審議が終わった今、保険者は、提案されたすべての修正案をまとめて検討し、IFRS第17号の適用に向けた準備に及ぼす影響を判断する良い時期となっている。

4. 次のステップ

IASBは2019年4月の会議で、IFRS第17号に係る修正案のすべてを全体として見直すことを予定している。

今月決定された修正案は、IASBのこれまでの以下の暫定的な決定に追加されるものである。

- IFRS第17号の発効日を2022年1月に延期、IFRS第9号の適用免除を2022年1月まで延長
- <u>2018年12月</u>、<u>2019年1月</u>および<u>2019年2月</u>の会議で審議された、IFRS第17号の規定 の重要な分野における修正案

これらの事項は、今後IASBの通常のデュープロセスの対象となり、公開草案の公表とその後の120日以内のパブリックコメント期間を経ることが必要となる。IFRS第17号の修正に関する公開草案は2019年半ばに公表されることが予定されている。

次回のKPMGのウェブ記事でも、このような重要な審議の結果について最新情報を取り上げる予定である。

さらに詳しくは

新しい保険契約基準に関するKPMGの所見は<u>IFRS最終基準書の初見分析ーIFRS第17号「保険契約」</u>を参照のこと。また、保険者のIFRS第17号およびIFRS第9号の適用に関する 進捗状況について、KPMGの所見はウェブページ「In it to win it」を参照されたい。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人 IFRSアドバイザリー室 ファイナンシャルサービス本部

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2019 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.